

## 地方税の税制及び執行に係る簡素化について

立 川 正 三 郎

### はじめに

地方自治は民主主義の根幹をなす重要な構成要素であり、その地方自治の土台となる地方税制の役割は極めて大きく、地方税制の仕組み及びその執行については、常に適正化、効率化、経済活性化、等の観点から見直されるべきである。本稿は、効率化、経済活性化につながる簡素化の観点から論じる。

第一は、地方税においては、国税のほとんどの税制で採用している自主申告制度ではなく賦課課税制度を採用しているものが多い。賦課課税制度では、納税者が自ら税額を算定しない（賦課の算定基礎となる申告を行う場合はある）ことから、自主申告制度に比べると、仮に納税額に誤りがあったとしても納税者がそれに気がつきにくい環境にある。

国税では、平成23年12月に行われた更正の請求期間の延長等の改正（いわば税務のより民主化に向けた改正）が行われた。地方税においても、納税者救済の強化の立場に立って、賦課課税制度の問題点を見直す余地がある。

第二に、税制の簡素化である。我が国は世界的にも突出して高水準の少子高齢化社会を迎え、さらに、経済的にはデフレ脱却の厳しい途上にあり、国税においても、地方税においてもその時代にふさわしい税制を再構築すべきである。

国税においては、①増大する社会保障費・医療費の財源を確保するための消費税率の引上げや所得税の扶養控除、配偶者控除をはじめとする各種所得控除の見直し、②グローバル化が進展し競争が激化する国際経済の中で経済のエンジンたる企

業が生き残り成長するために法人税率の引下げや、投資の促進、雇用確保を推進するための特別措置の推進、③地球環境のための自動車グリーン税制の推進、④地方法人税の創設、地方拠点化税制の創設、地方創生・国家戦略特区の推進等の地方の活性化のための施策の推進、等が、行われている。

一方、地方税も国税と歩調を合わせて改革が進められている。ただ、事業税における所得割から外形標準課税へのシフト（負担軽減措置もとられている）にみられるように赤字法人の税負担を増大させる施策がとられているが、簡素化等の経済の活性化に向けた検討が進んでいないのが現状である。

事業所税、事業税の付加価値割、固定資産税、については、従来から同じ課税標準が適用されていることについて、税負担の重複があるとして問題視されている。

第三に、現行の申告・納税方式では、全国の都道府県、市町村に事業所を有する大規模企業は、事業所の所在する各都道府県に道府県税を、各市町村に市町村税を、各別に申告・納付している。各別に申告納付する仕組みは民主主義の基本となる納税道義を高めるためには有効であるが、企業には多大な事務負担となっている。課税標準に誤りがあった場合には、各別に連絡する事務負担も無視できないものである。

「地方税事務センター（仮称）」を創設して、納税者はそこに一括して申告・納付し、1か所で集中処理することにより、納税者の事務負担の軽減、地方団体の事務の効率化、等をはかる仕組みを検討すべきと考える。

## 1 地方税制の概要

憲法第14条1項（租税法律主義）では、「法律の根拠なく新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律または法律の定める条件によることをとする」としている。地方税も、法律、条令によらねば賦課徴収をすることができない。これにより、主権在民が確立され、道府県民、市町村民に税負担の予測可能性と法的安定性が保障される。

地方団体は、「地方税法」の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができることとなっている（地方税法第1条（以下、「地法1」と表記し、他条も同様な形式で表記する。）。また、その地方税の賦課徴収にあたっては、地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならず、さらに、地方団体の長は、条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる（地法2, 3）。

地方税法による地方税は、課税権者が道府県であるか市町村であるかにより道府県税と市町村税とに大別される。また、税収が一般財源となるか目的財源となるかにより、普通税と目的税とに大別される。その具体的な区分と納税義務者の概要は、以下のとおりである。

## 2 主な地方税収（総額 37 兆 5,627 億円）

主な地方税の税収額<sup>1)</sup>は次の通りである。道府県税では道府県民税、事業税、地方消費税、自動車税（約90%）が、市町村税では市町村民税、固定資産税・都市計画税（約93%）が大部分を占めている。

## 3 賦課課税制度の見直し

### (1) 現行制度

現行の個人住民税、個人事業税、固定資産税・都市計画税、不動産取得税、自動車税は、賦課課税制度が採用されている。

（表1）地方税の種類と納税義務者

		普通税		目的税	
道府県税	個人, 法人	道府県民税	個人 個人, 法人 個人, 法人	狩猟税 水利地益税 法定外目的税	
	個人, 法人	事業税			
	個人, 法人	地方消費税			
	個人, 法人	不動産取得税			
	個人, 法人	道府県たばこ税			
	個人, 法人	ゴルフ場利用税			
	個人, 法人	自動車税			
	個人, 法人	自動車取得税			
	個人, 法人	軽油取得税			
	個人, 法人	鉦区税			
個人, 法人	法定外普通税				
市町村税	個人, 法人	市町村税	個人, 法人 個人, 法人 個人, 法人 個人, 法人 個人, 法人 個人 個人, 法人	事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税	
	個人, 法人	固定資産税			
	個人, 法人	軽自動車税			
	個人, 法人	市町村たばこ税			
	個人, 法人	鉦産税			
	個人, 法人	特別土地保有税			
	個人, 法人	法定外普通税			

1) 『平成27年度地方財政計画』総務省

（表 2） 地方税の税収

道府県税			市町村税		
	億円	%		億円	%
個人道府県民税	50,338	13.4	個人市町村民税	71,396	19.0
法人道府県民税	7,078	1.9	法人市町村民税	19,739	5.3
法人事業税	34,155	9.1	固定資産税	86,172	22.9
地方消費税	45,568	12.1	都市計画税	12,322	3.3
自動車税	15,397	4.1	市町村たばこ税	9,007	2.4
軽油取得税	9,383	2.5	その他	6,631	1.8
道府県たばこ税	1,472	0.4			
不動産取得税	3,531	0.9			
その他	3,438	0.9			
道府県税計	170,360	45.4	市町村税計	205,267	54.6

① 賦課決定の通知についての異議申立て

地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。通常、納税通知書等を送達して行われる（賦課決定の通知）（地法 13）。この賦課決定の通知について異議申立てを行うことができるが、当該賦課決定の通知を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に行わなければならない。

② 固定資産税賦課決定の通知についての評価額の審査申出

固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合において、固定資産課税台帳に登録をすべき固定資産の価格のすべてを登録した場合における公示の日（地法 411 ②）から納税通知書の交付を受けた日後 60 日まで、若しくは、道府県知事が市町村長に固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するよう勧告したことについて固定資産の価格等を修正する必要がある場合における修正があったときの登録の公示の日（地法 419 ②）から同日後 60 日までの間において、文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる（地法 432 ①）。

ただし、当該固定資産のうち第二年度又は第三年度において基準年度の土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準について基準年度の価格による場合にあっては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価格をもって第二年度又は第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格とみなし（前年度の価格により評価する場合のみなし登録）、第三年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準について比準価格による場合にあっては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価格をもって第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された比準価格とみなされる（地法 411 ③）。

そのため、前年度の価格により評価する場合のみなし登録された土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋に係る地目の変換、家屋の改築又は損壊、市町村の廃置分合又は境界変更その他これらに類する特別の事情があるため、前年度の価格と異なった価格により評価されるべきものであることを申し出る場合を除いては、審査の申出をすることができない（地法 432 ①ただし書き）。

すなわち、納税通知書が価格決定の 20 日後に到着したとすると、評価価格の改定後 80 日まで

の間に不服申立てをしなければ、続く3年間は審査の申出の機会を失うこととなる。

第349条第2項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

なお、法人地方税、法人事業税等の申告納税制度をとっている税目については、法定申告期限から5年以内については異議申立ての外に更正の請求ができる、これは、納税者が自主申告で税額を確定するためである。

## (2) 課税通知に対する異議申立て期間の延長

異議申立て期間は、申告納税制度と同じく納税通知書等を受け取った日の翌日から起算して60日以内（更正処分の日の翌日から起算して2か月以内）となっている。これは、早期に課税関係を確定させて法定安定性を確保する必要を考慮したものである。

しかし、賦課課税の場合は、行政庁が確定して通知するものであり、納税者は最終的に通知を受けてから納税額を確定的に知ることとなる。このような事情、及び、もし、訴訟を提起する場合には不服申立て前置主義から60日以内に異議申立てをしないと訴訟ができなくなる可能性が高いことを考慮すると、計算に手間のかかる税目については、申告納税制度よりも長い異議申立て期間、例えば、120日程度を設定すべきと考える。

## (3) 固定資産税の評価額に対する審査申出期間の延長

固定資産税（都市計画税も同じ）の評価額のうち土地及び家屋については、基準年度（昭和33年度から起算して3年ごとの年度、直近は平成24年度）ごとに賦課期日現在の価格を評価し、課税台帳に登録される（法341、法349①）。これは、評価作業には事務手数料が膨大にかかることから3年ごとに評価が行われることとなったもの

である。

また、毎年4月1日から4月20日又は当該年度の最初の納期限の日（通常は4月末）のいずれか遅い日以後の日までの間、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を固定資産税の納税者の縦覧に供ししなければならない（法416）。これは、固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認するため設けられた制度である。

固定資産税における固定資産台帳に登録された価格に不服がある場合には、固定資産税の納税通知書等を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査の申出を行わなければならない。なお、固定資産課税台帳に価格等が登録された旨の公示があった以後に、価格の決定又は修正があった場合は、その通知を受けた日から60日以内に審査の申出を行わなければならない。そのため、実質的には、3年ごとの評価替え後に納税通知書等を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査の申出を行わなければならない。

もし、評価の審査の申出をする場合には、その機会は3年ごとの評価替え後の期間しかなく、かつ、縦覧期間も約20日と短いことから、納税者に複雑な評価計算にあたって十分な判断期間を確保するために、120日程度に延長すべきであると考える。

## 4 税負担の重複

### (1) 二重課税と税負担の重複との差異

同一の課税標準に対して複数回課税を行うことは二重課税とされ、立法上認められていない。例えば、最近の判例において、年金形式で受け取る保険金について、相続税の課税対象とした上に、受け取るたびに所得税も課すのは二重課税であるとされた<sup>2)</sup>。本件では、所得税法9条1項十六号

<sup>2)</sup> 最高裁平成22. 7. 6（平成20年（行ヒ）第16号）年金形式で受け取る保険金について、相続税の課税対



象とした上に、受け取るたびに所得税も課するのは二重課税であるとされた事例「[相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの]とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時にける価額に相当する経済的価値にはかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。

相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該相続人が、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を、相続により取得したものとみなす旨を定めている。上記保険金には、年金の方法により支払を受けるものも含まれると解される。年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。

そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時にける時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。

本件年金受給権は、年金の方法により支払を受ける上記保険金のうちの有定期金債権に当たり、また、本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならない

において、「相続、遺贈又は個人からの遺贈により取得するもの」は所得税を課さないという規定があったため、同一の経済的価値に対する二重課税であるとされた。

しかし、このように税法間の同一の課税標準に対する二重課税排除の規定が明確にされている場合はともかく、規定されていない場合には、同一の課税標準に対して異なる税が課税されていても①課税目的が異なる、②課税方法が異なる、③課税物件の局面が異なる、等の理由から、二重課税とはされていない。

例えば、相続税と相続税課税財産の譲渡所得税<sup>3)</sup>、揮発油税と消費税、酒税と消費税、入湯税と消費税、等は二重課税ではないか問われている。しかし、前述のような禁止条項のないときに税法の課税目的に応じて独自に課税した場合には、税負担の重複として立法上は正されない限り二重課税とはされない。

## （2）地方税における税負担の重複

地方税においては、地方自治財源の確保ということもあり、税負担が重複して課税される場合があり、問題となっている。

### ① 事業所税と法人事業税の付加価値割と固定資産税・都市計画税

事業所税は、事業所等において法人又は個人が行う事業に対し、当該事業所等所在の指定都市等が、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によって課税される。ただし、指定都市

から、これに対して所得税を課することは許されないものというべきである。」

・上記の二重課税となっている保険年金の所得税については、特別還付金として還付される。（平成23年度改正）

<sup>3)</sup> 東京高裁 平成25.11.21（平成25年（行コ）第268号）「相続税と保有期間中の増加益に対する所得税とが、実質的に同一の経済的価値に対して二重に課税するものであるとはいうことができず、本件非課税規定は、保有期間中の増加益に対する所得税の課税の場面では適用されない。」とされた事例

ごとに合計面積等が床面積1,000m<sup>2</sup>未満、従業員数100人未満の場合は課税が免除される(地法70の32)。

法人事業税は、法人の行う事業に対し、資本金額が1億円超の法人は所得割額に加えて外形標準<sup>4)</sup>、すなわち、付加価値割額(報酬支払金額+純支払利子+純支払賃借料+単年度損益)、資本割額及び所得割額によって、資本金額が1億円以下の法人は所得割額によって、課税される(地法72の4)。

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在に固定資産課税台帳に登録された固定資産(土地、家屋、償却資産)に対し、その評価額に課税される(地法343)。

この結果、法人に対して、次の課税標準が重複している。

(表3) 課税標準の重複の例

	事業所税	法人の事業税 付加価値割	固定資産税・ 都市計画税
人件費	○	○	-
家屋	○	-	○

事業所税は、課税標準が重複しており、かつ、政令指定都市等の特定の大都市のみに課税が認められている。道路、公園、水道等の都市環境の整備・改善等に用途が制限された目的税である。もともとは、大都市への企業の集中を排除するため施策として制定されたものである<sup>5)</sup>。

4) 平成12年に、東京都において銀行業を対象とする外形標準課税が導入され、平成15年度に現行方式により創設された。行政サービスを受けた大きさを表す「事業活動価値」として、外形標準が理論的に最も優れているとされた。

5) 『長期税制のあり方についての答申』税制調査会(昭和46年8月)「大都市への人口、企業等の集中を抑制するとともに、現にこれらの集中に伴って増加している財政需要に対応する大都市の税源の充実を図るため、事務所、事業所等に対して特別な税負担を求めている。」

このように、事業所税は、特定の大都市のみにしか課税が認められず、課税標準の重複により税制の複雑化につながっている。全国に展開している企業にとっては、税負担や申告納付の事務負担の増加、さらには、支店進出の可否判断を通じた経済活動の中立性への影響が生じていること、等から事業所税を廃止して、その税収は事業税、固定資産税の税率調整により賄うべきと考える。

## ② 法人事業税における付加価値割の単年度損益と所得割、地方法人税、地方法人特別税

法人事業税の課税標準は、原則としては、法人税の所得割額となっている。しかし、資本金額(資本金額又は出資金額)が1億円超の法人(地法72の2)の行う事業については、所得割額に加えて、外形標準課税における付加価値割額(報酬支払金額+純支払利子+純支払賃借料+単年度損益)に含まれる単年度損益(法人税所得と異なり、1事業年度における事業規模を測定するために欠損金控除前の所得金額となっている)が対象となる(平成27年度は所得割の税率が引き下げられ外形標準課税が3/8とされ、さらに、平成28年度改正案では4/8とされている)。

所得割額は原則として全世界所得となっているが、特定内国法人(国内に主たる事務所又は事業所を有する内国法人で、地方税法の施行地外(外国)にその事業が行われる場所(恒久的施設)を有する法人(地法72の19、72の22))における単年度損益は、全世界所得から外国の事業に帰属する所得を控除して算出される。

応益原則に基づいて課税される事業税では、本来、課税標準は国内所得に限られるべきであるが、所得割額は全世界所得であり、単年度損益は国内所得となっている。

すなわち、資本金額1億円超の法人かどうかにより、所得としての課税標準の基本的な範囲が所得割額と単年度損益とで異なっていること、資本金額1億円超の法人は所得として所得割額と単年度損益とが両方課税されていること、かつ、外国

（表4） 標準税率，制限税率

		標準税率		制限税率
法人道府県民税		3.2%		4.2%
法人事業税（所得割）（注1）		平成27年度	平成28年度以降	標準税率の1.2倍
	～年400万円	3.1%（1.6%）（注1）	2.5%（0.9%）	
	年400万円～800万円	4.6%（2.3%）	3.7%（1.4%）	
	年800万円～	6.0%（3.1）	4.8%（1.9）	
法人市町村民税		9.7%		12.1%

（注1）資本金額1億円超の法人

（注2）カッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率

に恒久的施設を有するか否かにより所得としての課税標準の範囲が異なること、等の差異がある。簡素化の観点からは課税標準の重複を避け、所得としては資本金額を問わず単年度損益のみを課税標準とすべきと考える。

なお、資本金額1億円という基準自体についても、1円法人も認められる現行会社法の下において、資本金額のみにより、法人の規模を測定することについては検討されるべきである。

## 5 地方税事務センター（仮称）の創設

### （1）多大な事務負担

全国の都道府県、市町村に事業所を有する大規模法人は、事業所の所在する各都道府県に道府県税を、各市町村に市町村税を、各別に申告納付しなければならない。多大な事務負担となる。都道府県、市町村ごとであり、同じ都道府県、市町村であっても所在地によって申告・納付先は異なる。

電子申告により事務量は軽減されるとしても、事業所所在の申告先を調べて入力しなければならない。書類で申告している場合の郵送のための事務量は多大である。納付も各都道府県、各市町村ごとに振込手続を行う必要がある。また、申告・納付に誤りがあった場合には、すべての申告・納付先に各別に手続をし直すとともに連絡調整しなければならない。

### （2）申告税額の計算方法

法人道府県税、法人事業税の税額は、課税標準の総額を算定した後に、道府県税、事業税ごとの分割基準により各都道府県ごとの課税標準を算出し、その課税標準に各都道府県ごとに定められた道府県税、事業税の税率（標準税率又は超過税率<sup>6)</sup>（制限税率を超えることはできない）、現在は基準法人所得割額を課税標準とする地方法人特別税率も課税される）を乗じて算出される。

### （3）現行の執行体制

法人道府県税、法人事業税の課税標準の総額に誤りがある場合は本店所在地の都道府県により調査され、修正申告又は更正される。更正の場合は、本店所在地の都道府県が更正を行うと同時に、その内容を各事業所所在の都道府県に通知する。修正申告の場合は、本店所在地の都道府県の調査結果に対応して、納税者たる法人が各事業所所在の都道府県に修正申告する。

法人市町村税の申告に誤りがある場合は、各市町村が調査し（課税標準は法人税額であり、法人

<sup>6)</sup> 超過税率は、課税自主権に基づいて地域の自主性・自立性を高める観点から必要と考えられるが、地域によって税負担が異なること、経済活動を歪めること、納税義務者に多大な事務負担を課すこと、等のデメリットもある。制限税率を引き下げること検討することも必要と考えられる。

税申告記載の金額により確定するが、各市町村によって誤りのないことを確認する必要がある。税率は、市町村によって標準税率または超過税率があるため、各市町村によって誤りのないことを確認する必要がある)、是正する。

滞納整理は、各都道府県、各市町村ごとに行う。

(4) 地方税事務センターの創設

(地方税事務センターとは)

提言する地方税事務センターとは、次のような仕組みである。

- ① 全国で一か所の「地方税事務センター(仮称)」<sup>7)</sup>を創設して、納税者は当該センターに一括して申告・納付(納付額は合計して納付する)する。納税者たる法人は、地方団体との申告・納付に関する連絡(滞納発生後の滞納処理に関することは除く)がある場合は、地方税事務センターと行う。

なお、一括納付して滞納が発生した場合には、滞納額を各都道府県、各市町村ごとの申告額で按分した金額をもって、各都道府県、各市町村ごとの滞納額とする。

- ② 各都道府県、各市町村ごとの申告額、納付

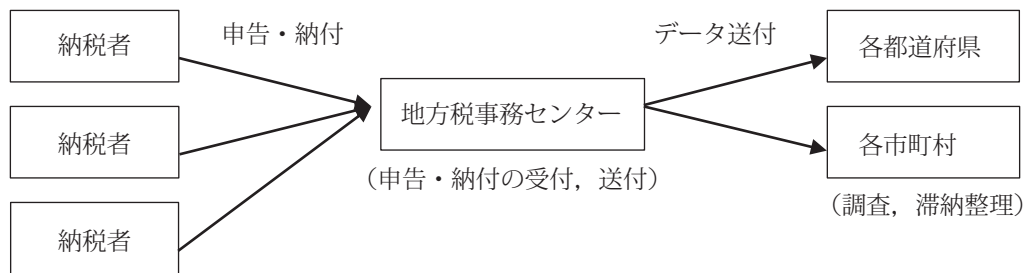
額等のデータは、地方税事務センターから各都道府県、各市町村に電子送付する。

- ③ 本店所在地の都道府県、各市町村は、地方税事務センターから送付された申告・納付等のデータに基づき申告に係る税務調査を行う。各都道府県、各市町村は、それぞれ滞納整理を行う。

なお、納税者たる法人が合計額としての課税標準、標準税率による納付額を申告・納付し、税額を地方税事務センターが分割基準に基づいて分割する方法が納税者にとって最も事務負担が軽減される。しかし、地方自治の原則により超過税率が認められる現行税制を前提とする限り、現時点では合計額としての課税標準のみの申告は検討の対象となりえない<sup>8)</sup>。

(地方税事務センターのメリット)

上記の納税者の事務負担の軽減、地方団体の効率化をはかるために、地方税事務センターを検討すれば、次のような点においてメリットがあると考えられる。



(図1) 地方税事務センターの概要図

7) 米国内国歳入庁 (IRS) では、連邦税のみであるが、租税債権サービス部 (Customer Account Services, CAS) が全国で8か所のサービスセンターを設置し、申告書の受付、連邦税の納付・還付を行っている。

8) 最も納税者の負担を軽減する方法は、納税者たる法人の所得あるいは税額を対象とする地方税を廃止して国税のみとし、公正かつ財政需要に見合う配分基準で算出された地方譲与税等により配分する方法である。しかし、地方自治を原則とする現行税制においては、現実的な方法ではない。



① 納税者にとって、各都道府県、各市町村ごとに申告・納付しないで一か所の申告・納付ですむこと、誤りのあった場合の連絡調整が一か所ですむこと、等から、事務負担の軽減は多大なものとなる。

② 地方団体にとって、集中処理により効率的な事務処理が可能となり、人件費<sup>9)</sup>、システムの統合を含めた物件費<sup>10)</sup>が大幅に削減される（少子高齢化が進む中、人件費、物件費の削減は、地方団体にとって早急に取り組む課題となっている<sup>11)</sup>）。小規模な地方団体ほど水準を維持しつつ行政サービスを遂行するのが困難となっている。

特に、行政事務や行政サービスにおけるICT（情報通信技術）の積極的な活用が課題となっており、自治体情報システムのクラウド化の拡大が推進されている。クラウド化は、地方団体間でのシステムのレベルの均一化が

ある程度はかられるがマンパワーの集中的、効率的な配置にはメリットを及ぼさない。一方、地方税事務センターは、ICT（情報通信技術）の積極的な活用につながるとともに、マンパワーの集中的、効率的な配置・利用につながる。

しかし、仮に、地方税事務センターが設置されたならば、申告・納付データの受付・管理という内部事務が調査・滞納整理という外部事務とは切り離されることとなる。それにより、内部事務に習熟した者を集中配置することによる規模のメリットさらには効率化のメリットが生じるとともに、小規模な地方団体では外部事務に従事する者は内部事務を担当しなくともよくなることにより外部事務の効率化のメリットも生じる。

③ 税務部門の職員育成の観点からすると、税務部門は格別に専門的な知識と経験を要するため、一般の地方団体の他部門と比較して税務部門に通曉した職員を確保することは極めて難しい環境にある。その理由は、地方団体職員は幅広い分野の行政を担当しているため、定期異動により税務とは全く関係のない事務部門から異動して短期間で複雑で、専門的な税務の仕事に習熟するのは難しいこと、税務部門は適正な執行を確保するにあたっての明朗性・公正性の維持ため、長期留任を排除していること、等からである。

仮に、地方税事務センターが設置されたならば、申告・納付データの受付・管理という内部事務が調査・滞納整理という外部事務とは切り離されることとなる。それにより、前述のとおり、内部事務に習熟した者を集中配置することによる規模のメリットさらには効率化のメリットが生じるとともに、小規模な地方団体では外部事務に従事する者は内部事務を担当しなくともよくなることにより外部事務の効率化も促進される。

9) ①地方団体の人件費純計決算額は22兆1,779億円(平成25年度実績)である。(『平成25年度地方財政統計』)

②地方団体の総定員数は平成26年度実績で274万人(一般行政部門90万人)、平成6年をピークに20年連続減少しているが、一般行政部門の削減数は最近足踏み状態である。(『平成26年度地方団体定員管理調査結果』)

10) 地方団体の物件費純計決算額は8兆9,422億円(平成25年度実績)であり、対前年比2.5%増となった。(『平成25年度地方財政統計』)

11) 『地方行政サービス改革の推進に関する留意事項』平成27年8月28日・総務省「しかしながら、依然として厳しい地方財政の状況など地方団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためにはより一層の取組が必要となっている。また、民間事業者の提供するサービスが日々進化をとげている中で、地方団体においてもクラウド化等の取組が推進され、システムコストの圧縮等が進められているほか、住民の利便性向上のための総合窓口やコンビニにおける証明書交付、社会保障・税番号制度の導入など、行政事務や行政サービスにおけるICT（情報通信技術）の役割は今後ますます高まるものと考えられる。」

1か所に集中配置した申告・納付データの受付・管理という内部事務であれば、外部事務に比較して納税者との折衝がないこと、ほとんどが地縁と結びつかない納税者を相手にすること、等から、長期間の配置が可能となり、事務に習熟した職員の育成につながる。

- ④ 行政水準の格差の観点からすると、やむえないことであるが、前述の税務の特殊性、財政力等から、大規模地方団体と小規模地方団体とでは、税務の行政水準に差が生じる可能性がある。導入しつつある事務処理システムのクラウド化により幾分は改善されるが、税務データにおける機密性、事務処理システムの複雑性等からすると、地方税事務センターの設置が最も効率的に行政水準の格差を生じさせない考える。

なお、税務執行で最も手間がかかる事務の一つは、納税者が転居した場合に、過去からの納税者の申告・納付データをまとめることであり、所轄の地方団体に送付する事務である。この事務を本年から導入されたマイナンバー制度を利用して、全国のデータを直にアクセスできる1か所のセンターで処理する<sup>12)</sup>こととなれば、正確かつ効率的に行うことが

できる。

以上のとおり、経済のデフレ脱却を目指す中、急激な少子高齢化を向かえ、経済の活性化、社会保障財源の確保等をはかることが国、地方団体を通じて急務となっている。

「地方税事務センター」は、納税者にも地方団体にもさまざまな負担の多大な軽減となり、上記目標にかなったもので、今後、早期に検討すべき課題と考える。

(参考文献)

- 金子 宏 『租税法』 (2013年・弘文堂)  
 金澤 節夫 編 『税法便覧』 (2014年・税務研究会出版局)  
 固定資産税研究会 『要説固定資産税』 (2015年・ぎょうせい)  
 地方税制度研究会 編 『地方税取扱いの手引き』 (2014年・納税協会連合会)  
 田中 治 「事業税の外形標準課税」『行政法と租税法の課題と展望』 (2000年・成文堂)  
 半谷 俊産 「事業所税の大都市財源としての妥当性について」自治総研通巻393号 2011年7月号  
 三木 繁光 「平成28年度税制改正に関する租研意見」『租税研究』2015年10月号

<sup>12)</sup> アクセス権、守秘義務については、当然に法律上の措置が必要である。